

## たばこによる健康への影響から市民を守るための取組

めざす姿	取組の柱	取組項目	主な取組内容 ※【重】は、「未来を担う子どもや妊婦のため」の重点的な取組	指標
たばこによる健康への影響のないまち	たばこを吸わない人を育てます	家庭や地域において、 <b>子どもがたばこに接する機会をなくす</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆20歳未満の方や妊婦と同じ空間（プライベート空間含む）での配慮 【重】・20歳未満の方や妊婦を受動喫煙から守るため、たとえプライベート空間であっても20歳未満の方や妊婦の周囲で喫煙しないよう、様々な機会や媒体を活用して、情報発信を行う。</li> <li>◆歩きたばこ等（自転車等含む）による喫煙誘発防止及び危険の防止 【重】・20歳未満の方の喫煙誘発防止や危険防止のため、歩きたばこ等を控えるよう、様々な機会や媒体を活用して、情報発信を行う。</li> </ul>	<p>「たばこを吸わない人を育てます」 「たばこを吸わない習慣を身に付けます」の指標</p> <p>◎喫煙率</p> <p>現状値（R1） 13.4% ↓ 目標値（R7） 9.9%以下</p> <p>【目標値】 未成年者、保護者世代、喫煙者等に幅広く「たばこが与える健康への影響」を周知し、現状値（令和元年度）13.4%から令和7年度に1桁台（9.9%以下）を目指す。</p> <p>「たばこを吸わない人を守ります」の指標</p> <p>◎過去1年の間で、受動喫煙を受けた割合</p> <p>現状値（R1） 69.9% ↓ 目標値（R7） 35.0%以下</p> <p>【目標値】 たばこによる健康への影響から「未来を担う子どもや妊婦」を守る取組を重点的に進め、喫煙者のルールやマナーの徹底等により、現状値（令和元年度）69.9%から令和7年度に半減（35.0%以下）を目指す。</p>
		子どもとその保護者が、 <b>たばこについて学ぶ機会を増やす</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆未成年への啓発 【重】・全小・中学校（16校）で、小学6年生・中学2年生を対象に、毎年「喫煙防止講座」を実施する。 ・喫煙可能な年齢が身近に迫っている又は達している年代となる高校・大学等で「喫煙防止講座」を実施する。</li> <li>◆保護者世代への啓発 【重】・妊婦本人やパートナー等に、母子健康手帳交付時、マタニティスクール、おやこ保健室等で、マタニティ&amp;赤ちゃんガイド等を活用して、喫煙が母胎や胎児に及ぼす影響の指導を行う。 ・子どもの講座を通じて、保護者世代への啓発を行う。</li> </ul>	
		たばこが与える健康への影響など、 <b>たばこに関する正しい知識の普及を図る</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆講話や相談等の実施 ・ふくろい健康保健室（出張保健センター）、各種健診等で、講話や禁煙相談等を実施する。 【重】・妊婦や子どもを持つ親に対して、母子健康手帳交付時やおやこ保健室、こどもの健診等を活用して周知する。（再掲）</li> <li>◆事業所や関係団体等と連携した普及活動 ・たばこをテーマとした、事業所出前健康教室を開催する事業所や団体等を増やす。 【重】・事業所や関係団体等と連携し、未成年の喫煙防止、受動喫煙防止の街頭キャンペーン等を実施する。</li> </ul>	
	たばこを吸わない習慣を身に付けます	喫煙者への <b>保健指導等により、禁煙を促す</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆禁煙相談の実施 ・月1回、禁煙相談日を設け、禁煙外来の受診等を気軽に保健師等へ相談できる体制を整える。</li> <li>◆各種保健指導の活用 ・保健指導対象者に、たばこによる健康への影響について指導を行う。</li> <li>◆民間企業と連携した活動 ・民間企業と連携し、喫煙者が禁煙にチャレンジする機会を創出するなど、禁煙の支援を行う。</li> </ul>	
	たばこを吸わない人を守ります	子どもや妊婦と一緒にいる空間で <b>喫煙しないようにする</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆20歳未満の方や妊婦と同じ空間（プライベート空間含む）での配慮（再掲） 【重】・20歳未満の方や妊婦を受動喫煙から守るため、たとえプライベート空間であっても20歳未満の方や妊婦の周囲で喫煙しないよう、様々な機会や媒体を活用して、情報発信を行う。</li> <li>◆飲食店に対する取組 ・静岡県と連携し、県条例で定められた飲食店のステッカー掲示の推進を図るなど、たばこの煙を気にせず、安心して食事等ができる環境づくりを進める。</li> </ul>	
	公共施設の <b>禁煙化や分煙対策の徹底を図る</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆公共施設や教育施設隣接道路での受動喫煙の防止 【重】・18歳以下の子どもが主に利用する施設（学校、幼稚園等）の敷地内での禁煙及びその隣接道路で喫煙しないようにするため、看板を設置し啓発を行う。 ・公共施設に「敷地内禁煙」等を周知する看板を設置し啓発を行う。 ・施設ごとの規制内容が分かるリーフレットを配布するなど周知を図る。</li> </ul>		